

## 地域産業情報推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、財団法人やまなし産業支援機構（以下「財団」という。）が実施する中小企業をはじめ地域産業に対する情報の収集及び提供等に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (補助対象経費等)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、財団が実施する地域産業の情報化への支援に係わる事業の実施に要する経費であって、補助金の額は、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、毎年度予算の範囲内で知事が定める。

### (補助金の申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金の交付申請書（第1号様式）は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 1 財団は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金交付の決定)

第4条 補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ交付の決定を行い、条件を付した場合にはその条件をあわせて、決定の内容を補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

### (補助金交付の要件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けるものとする。ただし、第2項に規定する軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けるものとする。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又はこの事業の遂行が困難になっ

た場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

4 前項第1号ただし書に規定する軽微な変更の範囲については、次の各号によるものとする。

(1) 軽微な内容の変更とは、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものであるとき。

(2) 軽微な経費の配分の変更とは、別表の事業区分の各事業の目相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更であるとき。

(遂行状況報告書の提出)

第6条 知事は規則第10条の規定により、必要に応じ補助事業等の遂行状況を、遂行状況報告書(第4号様式)により報告させることができる。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、事業完了後確定のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いをすることができる。

5 補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(第5号様式)を知事に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 規則第12条の規定により補助事業が完了したときは、実績報告書(第6号様式)を知事に提出するものとする。

6 財団は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 財団は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

7 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

(書類の提出)

第11条 規則及びこの要綱により提出する書類は、正副2部を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 別 表

## 補 助 対 象 経 費

運営管理費		
目	節	内 容
給与費	職員給与等	情報推進課の運営の管理に要する職員の給料、職員手当、共済費
庁 費	賃金	情報推進課の運営の管理に要する職員の賃金
	光熱水費	情報推進課の運営の管理に要する光熱水費
	損料・借料	情報推進課の運営の管理に要する借料及び損料
	負担金	情報推進課の運営の管理に要する負担金
	その他の庁費	情報推進課の運営の管理に必要なその他の経費

第1号様式

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所  
法 人 の 名 称  
代 表 者 氏 名 印

平成 年度地域産業情報推進事業費補助金交付申請書

このことについて、補助金の交付を受けたいので、地域産業情報推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円  
(補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額)
- 2 補助事業の目的
- 3 事業の内容 事業計画書による
- 4 添付書類
- (1) 補助事業の計画一覧表 別紙1のとおり
  - (2) 事業計画書 別紙2のとおり
  - (3) 収支予算書 別紙3のとおり

別紙 1

地域産業情報推進事業費補助事業の計画一覧表

事業	計画件数	計画対象名等

別紙 2

事業計画書

(単位：円)

事業区分	事業の概要	目	節	補助事業に 要する経費	補助金額 申請額	備考

(注) 別紙 4 を添付すること。

別紙 3

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	目	節	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考

第2号様式

番 号  
年 月 日

住 所  
法人の名称  
代表者氏名

印

山 梨 県 知 事 印

平成 年度地域産業情報推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった事業費補助金については、地域産業情報推進事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 条 件

補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

第3号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名 印

平成 年度地域産業情報推進事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定があった補助事業について、次の理由により事業の変更をしたいので地域産業情報推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

事業区分	目	節	補助事業に要する経費		補助金申請額			備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	増減	

給与費の変更については、別紙4を添付すること。

第4号様式

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名  
印

平成 年度地域産業情報推進補助事業の遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で依頼のあった補助事業の遂行状況については、次のとおり報告します。

1 支出状況

事業区分	目	節	予 算 額	現在までの 支 出 額	残 額	備 考
計						

2 事業状況

事業区分	実 施 内 容	進 捗 率	備 考

第5号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名 印

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった地域産業情報推進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

- 1 概算払請求額金 円  
2 内 訳 (単位：円)

補助金交付決定額	概算払交付額	差 引 額 - =	今回概算請求額	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現 金 指定金融機関名  
(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種目 口座名 口座番号

第 6 号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名 印

平成 年度地域産業情報推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業を完了しましたので、地域産業情報推進事業費補助金交付要綱第 8 条規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 支 出 状 況 別紙 1 のとおり
- 2 事 業 状 況 別紙 2 のとおり

別紙 1

支 出 状 況

(単位：円)

事業 区分	目	節	補助事 業に要 する経 費	補助事 業に要 した経 費	補助金 申請額	補助金 決算額	備考

別紙 4 を添付すること

別紙 2

実 施 事 業

事 業	計 画 件 数	計画対象名等



第7号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名 印

平成 年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

地域産業情報推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 補助金額（山梨県知事が確定通知書により通知した額）                 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額            | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3 - 2）                           | 円 |

- （注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。